

令和7年度 就学援助 の お知らせ (国・都・私立学校児童生徒用)

就学援助とは、小中学校に就学しているお子さんの保護者で経済的に困難な方に、学用品費や給食費等の援助を行う制度です。
該当されると思われる方は申請してください。

◎対象の方

- ・国分寺市にお住まいの児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受けている(中学3年生のみ)
 - ② 児童扶養手当を受けている
 - ③ 世帯の所得が認定基準未満の(下記の対象者認定の目安を参考にしてください)



対象者認定の目安 (認定基準は生活保護法による需要額の1.2倍です。)

世帯人員	世帯構成	所得限度額・賃貸	所得限度額・持家
3人	父37歳、母32歳、子(6歳)	341万円以下	257万円以下
4人	父41歳、母35歳、子(7歳、5歳)	381万円以下	297万円以下
4人	父45歳、母41歳、子(14歳、11歳)	413万円以下	329万円以下

※就学援助の認定は、世帯の年間所得・生活保護法による需要額等で判断します。需要額は、家族の年齢や家賃等により異なるため、同様の世帯構成であっても、認定されないことや、所得が限度額を超えていても認定されることがあります。

◎申請方法

- ・「申請書」に必要書類を添付し、教育委員会学務課へ提出してください。(郵送可)
- ※申請書提出時に証明書が添付できない場合、メモ書き等でお知らせいただき、後日提出してください。
- ※申請書の下段に在籍を証明する欄があります。必ず在籍校長公印を押してもらい、ご提出ください。公印が押されていない申請書については、在籍校不明の為、保護者の方へ返送させていただきます。
- ・同一世帯で同じ学校に兄弟姉妹が在学している場合は、1枚の「申請書」に連記してください。
- ・昨年度この就学援助を受けた方であっても、今年度希望される場合は、あらためて申請が必要です。

<提出期限> 令和7年5月13日(火) (必着)

※ 提出期限後も申請できますが、認定された場合の支給は、申請月分からとなります。

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
国分寺市教育委員会 学務課 学務係

◎申請書に添付する書類

- ① すべての方…振込先口座(保護者)の通帳の写し
氏名・口座番号・金融機関名・支店コードが確認できる部分
※振込先は保護者(申請者)名義の口座にしてください。
- ② 賃貸住宅にお住まいの方
…家賃のわかる書類
契約書の写し又は毎月の家賃振込額がわかる預金通帳の写し等
- ③ 令和7年1月1日に国分寺市に住民登録をしていない方
…令和7年度課税証明書又は非課税証明書
同一世帯の収入のある方全員分(1月1日住所地で発行)
- ④ 申請を受付したことを確認できる書類をご希望の方
 - ・申請受付確認書(申請書の裏面)へのご記入
 - ・切手を貼った返信用封筒(住所・宛先を記入したもの)

②と③は
生活保護又は
児童扶養手当を
受けている方は
不要です

所得が未申告の場合や、添付書類に不備があると、審査できません。
未申告の方は早急に申告をお願いします。

◎認定結果について

所得等により審査し、7月中旬に認定結果通知書を郵送します。
また、認定結果を、お子さんの通学している学校長へ通知します。
※認定後、記載事項(世帯状況)や収入等に変更がある場合は、認定取消となることがあります。

◎援助を受けられる費目等(令和7年3月時点)※生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給

補助費目	対象児童・生徒	支給額	支給時期
学用品費・ 通学用品費	小1年	11,630 円	認定期日の属する 学期終了後
	小2～小6年	13,900 円	
	中1年	22,730 円	
	中2～中3年	25,000 円	
新入学児童生徒 学用品費【注1】	小1年	57,060 円	各学期終了後
	中1年	63,000 円	
学校給食費	全学年	実費相当額【注2】	3学期終了後
校外活動費	全学年	個人的経費を除く実費相当額 【注2】	実施学期終了後
移動教室費【注3】	小6年・中2年(原則)		
修学旅行費【注3】	中3年(原則)		
新入学準備金【注4】	小6年	63,000 円	2月中
卒業アルバム代	小6年	実費相当額(上限 11,000 円)	3学期終了後
	中3年	実費相当額(上限 10,000 円)	

就学援助費は、申請書に記載の指定口座に振り込みます。一部の費目については、総費用を補助できないものがあります。支給時期については、会計処理の都合上、前後する場合があります。

【注1】令和6年度に新入学準備金の支給を受けた方は、新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

【注2】給食費・校外活動費・移動教室費・修学旅行費は、対象児童生徒の通学区域校の支給額が上限です。

【注3】移動教室費の支給は対象児童生徒1人につき小・中学校それぞれ1回分ずつ、修学旅行費の支給は対象生徒1人につき中学校 1 回分までです。

【注4】基準日(今年度の 2 月 1 日)に認定されている方が対象です。

来年度(中学 1 年生)に就学援助が認定されても、同じ趣旨の新入学児童生徒学用品費の支給はありません。また、支給を受けた方が市外へ転出した場合は、重複支給を防ぐために、他自治体に必要な情報を提供します。

◎支給方法

申請書に記載の指定口座に振り込みます。

◎問い合わせ先

国分寺市教育委員会 学務課 学務係 電話 042-312-8655

(*)(*2)(*3)は
同一の保護者名を記入

マンション名・
部屋番号まで記入

<記入見本>

電話番号(携帯可)

令和 7 年 1 月 1 日の住所 (現住所と違う場合)

国分寺市 泉町 2-2-18 ハイツ国分寺 101

フリガナ コクブンジ ヒカル

電話 042(312)8655

氏名 国分寺 光

(*)保護者氏名

児童・生徒	学年	学校	年	組	学年氏名	学校	年	組
●●●●	1年	A組			国分寺 育子			

R7.1.1 の住所が現住所と違う場合に記入

氏名	世帯主との続柄	生年月日	同・別居 (該当に○)	勤務先または学校名
国分寺 光	世帯主	S59・ 6 ・1	☒ 同居	国分寺市役所
国分寺 教子	妻	S59・ 8 ・1	☒ 同居	
国分寺 育子	子	H23・ 7 ・1	☒ 同居	●●●●中学校
国分寺 学	子	H25・ 5 ・1	☒ 同居	国分寺市立第四中学校
国分寺 務	子	H29・ 4 ・2	☒ 同居	国分寺市立第四小学校

R7.4.1 時点
(又は転入日時点)の
世帯員全員を記入
(対象児童生徒を含む)

有	前年度 就学援助 を受けた	有	兄弟姉妹が 別の学校で 就学援助費を 申請して	1. いる 2. いない	住宅 の 形態	1. 賃貸住宅(家賃)(月額 2. 社宅・寮・官舎(自己負担 3. 持ち家(家賃の支払いなし)
☒		☒		☒	1. 賃貸住宅(家賃)(月額 2. 社宅・寮・官舎(自己負担 3. 持ち家(家賃の支払いなし)	60,000 円)

受けた理由

1. 現在、生活保護を受けている。
2. 現在、児童扶養手当を受けている。 ※児童手当ではありません。
3. 経済的困窮
4. その他〔

(3) 委任状
兼
口座振込依頼書

私は、国分寺市から受ける令和6年度就学援助費について、在籍学校の校長にその
に係わる代金の支払い返納及び口座振込に関する
また、該当する援助費については、校長の指示を
します。なお、振込をもって支払い金を受領したも

(*)保護者氏名

(*)保護者名義
の口座を記入

国分寺 光

振込先口座
(保護者)

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人(カタカナ)
多摩 銀行・農協 信用金庫 信用組合	国分寺 店	普通 当座	1 1 1 1 1 1 1	コクブンジ ヒカル

共益費は家賃に
含まれません